

『ケース別 非上場会社の株価決定の実務』 お詫びと訂正

本書におきまして以下のように誤りがございました。お詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正を致します。

中央経済社

該当箇所	誤	正
128ページ 下から8行目	本件株価の評価にあたり、本件取引が少数株主 B の純粋な	本件株価の評価にあたり、本件取引が少数株主 D の純粋な
171ページ 下から5行目	「カネボウ株式買取価格決定申立事件抗告審決定」(高裁平成	「カネボウ株式買取価格決定申立事件抗告審決定」(東京 高裁平成
190ページ 上から2行目	「カネボウ株式買取価格決定申立事件抗告審決定」(高裁平成	「カネボウ株式買取価格決定申立事件抗告審決定」(東京 高裁平成
190ページ 上から16行目	また、平成29年1月26日東京高裁 判決 では、譲渡制限株式の	また、平成29年1月26日東京高裁 決定 では、譲渡制限株式の
190ページ 上から19行目	の申立てを行った事案において、原決定(東京地裁平成28年9月9日 判決)が	の申立てを行った事案において、原決定(東京地裁平成28年9月9日 決定)が
231ページ 上から16行目	これに関連し、平成29年1月26日東京高裁 判決 において、	これに関連し、平成29年1月26日東京高裁 決定 において、

以上